# 厚生委員会請願 · 陳情説明資料

# 令和3年7月1日

件	名	頁
1	元受理番号12 全てのがん検診無料化及び女性のがん検診毎年実施を求める陳情・・・	• 2
2	2受理番号4 3歳児健診でカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や 視能訓練士・眼科医が視力を測る体制と各保健センターにおける 相談窓口を早急に構築するよう求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
3	2受理番号15 保健所の機能強化に向け、国に予算強化等を求める意見書の提出を 求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
4	受理番号3 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための 意見書を国に提出することを求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
5	受理番号4 コロナ禍を克服するために、PCR検査の拡充等を求める陳情・・・・	• 11
6	受理番号13 厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化の意見書を提出する ことを求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14

(衛生部)

into the	元受理番号12							
件 名	全てのがん検診無料化及び女性のがん検診毎年実施を求める陳情							
所管部課名	衛生部データヘルス	く推進課						
	1 全てのがん検診を	<b>と無料にしてく</b>	ださい。					
体性の悪ビ	2 女性のがん検診を	毎年実施して	ください。					
陳情の要旨	3 乳がんの早期発見のため、マンモグラフィだけでなく、以前のように視触診も							
	復活してください。							
陳情者等 請願文書表のとおり								
	1 がん検診自己負担	<b>国額の導入につ</b>	いて					
	平成 25 年度より	、一人当たり紹	<b>経費の3割程</b>	度の自己負担?	を導入した。			
	令和元年度より、	他区の自己負担	担額の比較を	行い、胃がん	内視鏡検診の自己負			
	担額の設定並びに乳				.,, -,			
					自己負担額を500円			
	に引き下げるとともに、70歳までの偶数年齢の未受診者(子宮頸がんは30歳か							
	ら、乳がんは40歳から)に申し込みはがき付のリーフレットを送付し、受診勧							
	奨を強化した。   これでは、							
	(1)がん検診自己負担額							
		2年度	一人当た り経費	25 年度 自己負担額	※胃がん内視鏡検診は、 令和元年7月より新			
		自己負担額	り程負 (委託料)	日日只担假	規実施			
	胃がんハイリスク	1,000円	3,344 円	1,000円	※乳がん検診は視触診 廃止により平成29年			
中容五元初年	胃がん内視鏡	2,000円	17,743 円	_	度より自己負担額が			
内容及び経過	大腸がん	300円	1,067円	300 円	2,200円となった			
	子宮頸がん	500円	6, 159 円	2,000円				
	<b>乳がん</b>	<b>500 円</b> 800 円	8,338円 3,437円	2,500円				
	肺がんかく痰検査	300円	2,090 円	300円				
	前立腺がん	800 円	2, 169 円	800 円				
	<参考> 小光財団法 / 日本対が / 協合の合国自治体 (合国 1 741 の自治体) を対象							
	公益財団法人日本対がん協会の全国自治体(全国 1,741 の自治体)を支 とした「がん検診の指針に関するアンケート」のうち、胃がん検診に関す 調査(平成 30 年 11 月実施 回答 1,004 自治体)において、内視鏡検診に							
	いて自己負担カ							
	平成 30 年度	大腸がん検診を	を特定健診と	同時に勧奨す	ることで、受診者が			
	平成 29 年度の	21,018 人から	47,221 人とま	増加した。				
1	İ							

#### (2) 国の無料クーポン事業

女性のがん検診の無料クーポン事業は国の実施要綱に基づき、令和3年度も 実施していく。

対象者は、下表に定める生年月日に該当する者

7 13 23 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成12(2000)年4月2日~平成13(2001)年4月1日
乳がん検診	昭和55(1980)年4月2日~昭和56(1981)年4月1日

## 2 女性のがん検診(子宮頸がん検診・乳がん検診)の受診間隔

国が推奨する対策型がん検診は、受診間隔や対象年齢を守って定期的に受診すれば、死亡の可能性が減少するというメリット(利益)がデメリット(不利益)を上回ることが科学的に証明されているものである。

国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)(以下「国の指針」という)において、「子宮頸がん検診及び乳がん検診については、2年に1回実施する」と記載されているとともに、毎年と2年に一度の受診では、死亡率減少に変わりがないとされている。

#### 3 乳がん検診における視触診の実施

医師による視触診は、国のがん検診のあり方に関する検討会において、がんの早期発見には最適とはいえないことや精度管理上の課題等があるとの指摘がなされ、平成28年度に国の指針の改正から推奨されなくなった。そのため、区においても、平成29年度より廃止した。

なお、自己触診法については、35歳及び39歳の女性に対し、自己触診を勧めるリーフレットを個別に送付しているほか、区ホームページに民間企業の協力による自己検診法の動画を掲載して啓発を行っている。また、「ピンクリボンあだち」などのイベントにおいて、自己触診用のグローブの配布などを行っている。

問題点等

2受理番号4
3歳児健診でカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や視能訓練士・
眼科医が視力を測る体制と各保健センターにおける相談窓口を早急に構築するよう
求める請願
衛生部保健予防課
1 乳幼児の目の健康について、足立区は現在、区の指導はない。そのため、保護者は知識がないまま異常に気付かずに手遅れになってしまっている現状がある。 3~4か月児健診などで乳幼児の視覚の発達について小児の視機能管理を保護者に冊子などを用いて周知・啓発するよう求める。 2 弱視の早期発見・早期治療につなげるために、3歳児健診においてカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や、視能訓練士・眼科医が視力を測る体制を早急に構築するよう求める。 3 集団健診以外にも整備されるまでの間の即時対応策として、3歳になったら眼科医でオートレフラクトメーターを用いた検査を受けるよう、保護者に呼びかけることを求める。 4 2020年度からはデジタル教科書の普及や、小学校でのプログラミング教育の必修化など、子どもがパソコンやタブレット型端末を扱う機会が多くなり、子どもの目が酷使されやすい環境となる。常日頃から子どもの視力について相談できる窓口の設置や、各保健センターで不定期でもカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査が受けられる支援体制を早急に構築するよう求める。
請願文書表のとおり
長谷川 たかこ議員
現在の状況  1 3~4か月児健診においては、小児科医により「追視」や「斜視」など眼の見え方について診察を行っている。また、母子健康手帳には、「視覚の発達について」記載されているほか、視覚の発達と視力が不安な場合のチェック方法や、日本視能訓練士協会の「目の健康を調べるチェックシート」のURLも掲載されている。  2 機器そのものが海外製であり、日本での精度管理に関してのデータが少ない。また、国及び東京都が示している3歳児視覚検査の推奨検査に入っていない。以上の点から区では、導入については今後の研究課題としている。オートレフラクトメーターを用いた検査の導入に関しては、特別区保健予防課長会にて、特別区における活用の状況と課題等について一定の整理を行ったが、実施については各区の判断となっている。

- 3 3歳児健診の視力検査は、東京都のマニュアルに準拠しながら実施している。加えて、視力検査のみではなく、明るい日差しをまぶしがったりしないか、普段テレビや物を見るときの顔の向きや目についての心配事等の問診も行っている。心配のあるお子さんについては、精密健康診査票等を発行し、眼科医療機関への受診を勧奨している。また、眼科医療機関での検査結果を把握し、経過観察及び治療の場合は、地区担当保健師がフォローしている。
- 4 子どもの視力についての相談は、各保健センター等で随時、保健師が受けており、相談内容によって経過観察健診や医療機関の紹介を行う体制となっている。

# 5 機器導入自治体状況

	千代田区	練馬区
視察日	令和3年3月22日	令和3年5月10日
導入時期	平成31年4月	平成30年8月
		令和2年5月全保健所
対象者	3歳児健診来所者全員	3歳児健診来所者全員
視力検査	絵視標 (自宅で実施)	絵視標(自宅で実施)
	機器による屈折値測定	機器による屈折値測定
使用機器	スポットビジョンスクリー	スポットビジョンスクリーナ
	ナー	-
検査従事者	視能訓練士・看護師	視能訓練士・看護師
SVS判定基準	区独自基準を設定	区独自基準を設定
	※お茶の水・井上眼科ク リニックと検討	※眼科医会と検討
精密検査票記入者	小児科医	視能訓練士
精密検査受け入れ	お茶の水・井上眼科クリ	眼科医会より区内21か所
眼科医確保	ニック	情報提供あり
視力検査要精検率	13.7%	10.9%
(要精検者数 /健診受診者数)	(令和元年度 86 人/630 人)	(令和元年度 578 人/5315 人)
精密検査受診率	87.2%	91.5%
(精密検査受診者数 /精密検査票発行数)	(令和元年度 75 人/86 人)	(令和元年度 493 人/539 人)
弱視等発見率	2.4%	3. 4%
/健診受診者数)	(令和元年度 15 人/630 人)	(令和元年度 179 人/5315 人)
課題	特になし	視能訓練士の確保、健診従
		事者調整

問題点等

内容及び経過

件 名     保健所の機能強化に向け、国に予算強化等を求める意見書の提出を求める陳情 所管部課名     衛生部衛生管理課     保健所の専門職員増員や予算強化など、保健所の機能強化を国に求める意見書の 提出を求める。     陳情者等     請願文書表のとおり     1 足立区の保健所再編の経緯     (1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。     (2) 平成9年、地域保健法が施行される。     (3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。     (4) 令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。     2 現在の状況     (1) 1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策業のを集中的に投入しながら対応に当たってきた。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、健康づくりなどの保健所業務も徐々に実施していく。     (2) 保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備に向けた指針が示されている。また、令和2年9月25日付で厚生労働省健康局・総務省自治財政局		2 受理番号 1 5
陳情の要旨  保健所の専門職員増員や予算強化など、保健所の機能強化を国に求める意見書の提出を求める。  陳情者等  諸願文書表のとおり  1 足立区の保健所再編の経緯 (1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。 (2) 平成9年、地域保健法が施行される。 (3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。 (4) 令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。  2 現在の状況 (1)1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、健康づくりなどの保健所業務も徐々に実施していく。 (2)保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備に向けた指針が示されている。また、令和2年9月25日付で厚生労働省健康局・総務省自治財政局の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』	件名	
陳情の要旨 提出を求める。    陳情者等   請願文書表のとおり     1   足立区の保健所再編の経緯	所管部課名	衛生部衛生管理課
1 足立区の保健所再編の経緯 (1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。 (2) 平成9年、地域保健法が施行される。 (3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。 (4) 令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。 2 現在の状況 (1)1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、健康づくりなどの保健所業務も徐々に実施していく。 (2)保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備についた指針が示されている。また、令和2年9月25日付で厚生労働省健康局・総務省自治財政局の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』	陳情の要旨	保健所の専門職員増員や予算強化など、保健所の機能強化を国に求める意見書の 提出を求める。
(1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。 (2) 平成9年、地域保健法が施行される。 (3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。 (4)令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。  2 現在の状況 (1)1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、健康づくりなどの保健所業務も徐々に実施していく。 (2)保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備に向けた指針が示されている。また、令和2年9月25日付で厚生労働省健康局・総務省自治財政局の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』	陳情者等	請願文書表のとおり
保健師の配置数を増やしたことに加え、適時、公衆衛生学会の人材を会計年度任用職員として採用する等、人員体制の強化を図っている。また、防疫業務を行う感染症保健指導員(会計年度任用職員)についても募集を行っている。 (4)足立保健所が設置する「足立区発熱電話相談センター」では、新型コロナウイルス感染症に関する相談を受けるために、保健師・看護師の派遣職員10名を採用している。 ・ 開設時間:平日9時から17時まで	内容及び経過	(1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。 (2) 平成9年、地域保健法が施行される。 (3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。 (4) 令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。  2 現在の状況 (1) 1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、健康づくりなどの保健所業務も徐々に実施していく。 (2) 保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備に向けた指針が示されている。また、令和2年9月25日付で厚生労働省健康局・総務省自治財政局の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』について」が通知されている。 (3) 新型コロナウイルス感染拡大に備えて、令和3年度は、感染症対策課に常勤保健師の配置数を増やしたことに加え、適時、公衆衛生学会の人材を会計年度任用職員として採用する等、人員体制の強化を図っている。また、防疫業務を行う感染症保健指導員(会計年度任用職員)についても募集を行っている。 (4) 足立保健所が設置する「足立区発熱電話相談センター」では、新型コロナウイルス感染症に関する相談を受けるために、保健師・看護師の派遣職員10名を採用している。 ・ 開設時間:平日9時から17時まで上記以外の時間帯及び土・日・祝日については、都が設置する「東京都

	(5) 平成28年度には、新規の母子保健事業を展開するために、衛生部保健予防 課に妊産婦支援係を設置した。その後も、衛生部全体で計画的に保健師の定数
	を見直しながら、保健師の増員を図っている。
問題点等	

件 名	受理番号3 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を 国に提出することを求める請願
所管部課名	政策経営部財政課 福祉部高齢者施策推進室介護保険課 衛生部衛生管理課
請願の要旨	<ul> <li>1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。</li> <li>2 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。</li> <li>3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。</li> <li>4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制を強化・拡充すること。</li> <li>5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。</li> <li>以上のことを国の責任において実施することについて、国に意見書を提出することを求める。</li> </ul>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	きたがわ 秀和 議員
内容及び経過	1 医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うことについて (1) 令和3年度は、当初予算及び第3次までの補正予算において、予備費や枠内予算も含め、新型コロナウイルス感染症対策経費として、約106億円の事業費を投入している。そのうち約36億円は補助金等では賄えず、一般財源を投入した。 (2) 令和4年度の施策及び予算に関して国に要望するため、当区の要望事項を特別区長会へ提出した(以下一部抜粋)。 ア 新型コロナウイルス感染症医療費公費負担分の全額負担について高額な医療費の公費負担による自治体の財政圧迫を是正するために新型コロナウイルス感染症の医療費については全額国費負担とすること。イ 新型コロナウイルス感染症患者の入院にかかる移送費の全額負担について自治体の財政圧迫を是正するために、新型コロナウイルス感染症患者の入院にかかる移送費については全額国費負担とすること。ウ 定期予防接種費用の国費負担について予防接種法で定める定期予防接種に係る必要な経費は、地方交付税によらずに全額国の負担とすること。 2 地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ることについて医療法に基づく地域医療構想については、平成28年7月に東京都地域医療構想が策定された。また、平成30年3月には東京都保健医療計画の改定

に合わせて医療計画と一体化されている。保健医療計画の見直しは、特別区 保健衛生主管部長会も参加する保健医療計画推進協議会を中心に検討されて いる。

#### 3 医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員することについて

(1) 医療機関への就職支援

医療機関に従事する医師・看護師等の直接雇用は行っていないが、関係 機関と協力のうえ、区内医療機関への就職に結びつくようなイベントや啓 発活動を支援している。

- (2) 介護関係者
  - ア 介護職の研修の受講費用を助成している。
    - (ア) 介護職員資格取得等支援事業
  - イ ヘルパーの確保・増員等を支援している。
    - (ア) 介護のしごと相談・面接会
    - (イ) 介護人材雇用創出事業
  - ウヘルパーの待遇改善策を実施している。
  - (ア) 処遇改善加算支給
  - (イ) 特定処遇改善加算支給

### 4 公衆衛生行政の拡充、ウイルス研究、検査・検疫体制の拡充等について

- (1) 令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大に備えて、令和3年度は、感染症対策課に 常勤保健師の配置数を増やしたことに加え、適時、公衆衛生学会の人材を 会計年度任用職員として採用する等、人員体制の強化を図っている。また、 防疫業務を行う感染症保健指導員(会計年度任用職員)についても募集を 行っている。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、 感染症対策業務を継続していく。
- (3) 新型コロナウイルスの検査については、東京都健康安全研究センターや 民間の検査機関を活用している。

#### 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ることについて

- (1) 令和4年度の施策及び予算に関して国に要望するため、当区の要望事項を特別区長会へ提出した(以下一部抜粋)。
  - ア 国民健康保険制度改革後における国民健康保険財政のさらなる安定運営について

特別区における国民健康保険は、医療の高度化に伴い1人あたり医療 費が年々増加している。また、被保険者の高齢化や低所得者比率の増加、 外国人加入者の増加などにより、保険料の収納確保において非常に厳し い環境に置かれており、保険者の努力だけでは解決できない構造的課題を抱えている。
さらに近年、介護保険第2号被保険者の1人あたり負担見込額が年々上昇しており、介護分保険料の所得割・均等割ともに大幅な値上げをせざるを得ず、国民健康保険における負担状況は非常に厳しいものとなっている。特に低所得者層に保険料負担が重く伸し掛かっている現状から、被保険者の保険料負担の軽減を図ること。また国及び都の責任において低所得者を多く抱える保険者へのさらなる財政支援の拡充を行うこと。イ 介護給付費国庫負担金の交付割合について国庫負担金については、法定負担を25%とし、調整交付金は別枠で措置していただきたい。
介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、将来にわたって保険者の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

件 名	受理番号4
	コロナ禍を克服するために、PCR検査の拡充等を求める陳情
所管部課名	衛生部足立保健所感染症対策課、福祉部高齢者施策推進室介護保険課、
	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課、学校運営部学校支援課、学務課、
	子ども家庭部子ども政策課
	1 感染急増の現状に鑑みて、早期に区内のスクリーニング検査を目的とした、希
	望者全員の無料ないしは、廉価なPCR検査を行うこと。
陳情の要旨	2 医療現場や介護施設、保育園や学校など、感染リスクの高い施設については、
	社会的検査として定期的にPCR検査を行い、早期に無症状感染者を含めた陽性
	者を発見すること。
	3 事業所等で感染者が確認された場合、濃厚接触者だけではなく同じ事業所内の
	希望者全員にPCR検査を実施すること。
	  4 感染状況を把握し効果的な抑止方法を実施するために、コンタクト・トレーシ
	ング部門を設置すること。
	  5 区民が安心して各自の活動を営むことができるように、区民に対して廉価ない
	しは無償でPCR検査を受け付ける体制を整えること。
陳情者等	   請願文書表のとおり
	1 現在の状況
	(1)区内におけるPCR検査体制について
	現在、足立区では、足立区医師会PCR検査センターや休日応急診療所及び
	区内協力医療機関を含め、区内160か所以上の医療機関において1日あたり
	500件を超えるPCR検査が可能となっており、区民の検査需要に十分対応
	可能な体制が整備されている。また、令和3年5月10日からは、区内の65
	│ │ 歳以上の高齢者を対象に、無症状であっても、自己負担2,000円で検査を
	│ │ 受けることができる体制も整えている。さらに、内閣官房実施のモニタリング
内容及び経過	   検査への協力等、幅広く検査を実施している。
	   (2) PCR検査対象者について
	   足立区では、医師が検査を要すると判断している方や、症状のある方、濃厚
	接触者を優先しつつ、現在は、濃厚接触者と特定されなくても、現場の不安を
	払拭するために検査の範囲を一定程度広げる必要があると判断した場合は、検
	を変更を広げて実施している。
	ATE CAN CAME C. S.
	  (3)医療現場や介護施設、保育園や学校など、感染リスクの高い施設への検査に
	ついて
	ア 医療現場においては、基本的な感染対策を実施したうえで、日常の診療行
	為を実施しており、通常の感染予防策が実施されていれば濃厚接触者は発生
	しないと考えられるため、医療現場で従事していることのみをもって検査対
	象者とすることはしていない。

- イ 介護施設や障がい者(児)施設、保育園や学校などの現場では、陽性者が 出た場合は、不安を払拭するため、濃厚接触者に限らず一定程度検査範囲を 広げてPCR検査を受けられる体制となっている。
- ウ 高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPCR検査等の費用補助 新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化リスクが高い高齢者・ 障がい者(児)が利用する施設等に対し、PCR検査等に必要な費用を補助 している(P13 別紙1参照)。

#### 事業内容

No.	項目	令和2年度	令和3年度
1	実施期間	令和2年12月~ 令和3年3月末	令和3年4月~ 令和3年9月末
2	対象者		行等 約 22,000 人 障がい約 3,000 人)
3	補助回数	4 か月間で 一人あたり 1 回まで	6 か月間で 一人あたり 6 回まで
4	検査実績	1, 256 人 (職員 928 人・利用者 328 人)	

- (参考) 区以外で実施している高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPC R検査
  - (ア) 東京都では、高齢者施設・障がい者(児)入所施設を対象に、令和3年4月から6月の期間、週1回を目安に、検査キットを送付する取組みを 実施している。
  - (イ)日本財団では、高齢者施設・介護サービス従事者を対象に、令和2年 2月から令和3年8月までの期間、週1回を上限として、無料PCR検 査の取組みを実施している。
- (4) コンタクト・トレーシング部門の設置について

足立区では、接触確認アプリCOCOAの利用促進や、患者発生時の保健師等による積極的疫学調査等を実施することで対応している。

#### 問題点等

高齢者施設・障がい者(児)施設等における新規 PCR 検査等の費用補助の対象(網掛け部分)

サービス種別		*岩 刊山	利用者		形 旱
	り一 こ 八種別	類型	新規	利用中	職員
	特別養護老人ホーム(地域密着型除く)、老人保健施設、介護医療院			東京都が実施	<u>ti</u>
	認知症高齢者グループホーム、 介護付有料老人ホーム	施設系	0	$\circ$	$\circ$
高	ショートステイ		$\bigcirc$		
新   考	通所施設・事業所	通所系		_	O
高齢者施設	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業者、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定福祉用具販売/貸与、地域包括支援センター	訪問系	1		0
対象者数小計(高齢者施設)		4, 330	3, 310	11, 700	
障害者支援施設、 障害児入所施設(福祉型・医療型) 施設系			東京都が実施		
~ と 者	共同生活援助(グループホーム) ショートステイ	施設系		<u> </u>	
(児) 施設	日中活動サービス事業所、 障害児通所支援事業所 ※いずれも区施設を含む	通所系	0	_	$\circ$
設	居宅介護事業所	訪問系	_		$\bigcirc$
対象者数小計(障がい者(児)施設)		257	385	2, 684	
対象	対象者数合計(高齢者施設・障がい者(児)施設)		22, 666		

<sup>※</sup>認知症高齢者グループホーム、介護付有料老人ホームは、東京都の補助事業も対象となる。

陳情    所管部課名		T
新型コロナウイルス感染症の終息後、海外交流を再開する際の危機対応や自然災害発生時の公衆衛生の要となる保健所について、厚生労働省へ保健所の機能強化の意見書を提出することを求める。	件名	厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化の意見書を提出することを求める
陳情の要旨 書発生時の公衆衛生の要となる保健所について、厚生労働省へ保健所の機能強化の意見書を提出することを求める。  1 足立区の保健所再編の経緯 (1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。 (2) 平成9年、地域保健法が施行される。 (3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。 (4) 令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。  2 現在の状況 (1)1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、健康づくりなどの保健所業務も徐々に実施していく。 (2)保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備に向けた指針が示され	所管部課名	衛生部衛生管理課
1 足立区の保健所再編の経緯 (1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。 (2) 平成9年、地域保健法が施行される。 (3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。 (4) 令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。  2 現在の状況 (1)1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、健康づくりなどの保健所業務も徐々に実施していく。 (2)保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備に向けた指針が示され	陳情の要旨	新型コロナウイルス感染症の終息後、海外交流を再開する際の危機対応や自然災害発生時の公衆衛生の要となる保健所について、厚生労働省へ保健所の機能強化の意見書を提出することを求める。
(1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。 (2) 平成9年、地域保健法が施行される。 (3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。 (4) 令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。  2 現在の状況 (1)1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、健康づくりなどの保健所業務も徐々に実施していく。 (2)保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備に向けた指針が示され	陳情者等	請願文書表のとおり
の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組。 について」が通知されている。  (3) 新型コロナウイルス感染拡大に備えて、令和3年度は、感染症対策課に常勤保健師の配置数を増やしたことに加え、適時、公衆衛生学会の人材を会計年度任用職員として採用する等、人員体制の強化を図っている。また、防疫業務を行う感染症保健指導員(会計年度任用職員)についても募集を行っている。  (4) 足立保健所が設置する「足立区発熱電話相談センター」では、新型コロナウ	内容及び経過	(1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。 (2) 平成9年、地域保健法が施行される。 (3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター体制とした(衛生部全体の常勤職員222名のうち保健師は69名)。 (4) 令和3年4月現在、1保健所3課4保健センター体制である(衛生部全体の常勤職員234名のうち保健師は84名。また、衛生部以外に所属する保健師は7名)。  2 現在の状況 (1)1回目の緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先とし、保健センター等の一部事業を縮小のうえ、感染症対策課に人的資源を集中的に投入しながら対応に当たってきた。今後も、感染拡大状況に応じて応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続する一方で、健康づくりなどの保健所業務も徐々に実施していく。 (2)保健所の機能強化については、令和2年6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備に向けた指針が示されている。また、令和2年9月25日付で厚生労働省健康局・総務省自治財政局の連名により「保健所に係る『新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組』について」が通知されている。 (3)新型コロナウイルス感染拡大に備えて、令和3年度は、感染症対策課に常勤保健師の配置数を増やしたことに加え、適時、公衆衛生学会の人材を会計年度任用職員として採用する等、人員体制の強化を図っている。また、防疫業務を

する「東京都
生部保健予防
呆健師の定数